

毎週火、金曜日発行（但休日を除く。は翌日）

鳥取県公報

規則	次
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 規則 ◆ 告示 ◆ 教委告示 ◆ 正誤 	
<p>調理師法施行細則 指定医療機関の変更 土地改良事業計画書の縦覧 みつばちの移入禁止区域の指定 牛の肝てつ検査及び駆除の実施 豚コレラ予防注射の実施 土地改良区役員の退任及び就任 種畜證明書の交付</p> <p>定例教育委員会の招集</p> <p>昭和三十四年四月二十四日付鳥取県告示第二百十九号中訂正</p>	
規則	則

鳥取県知事 石破二朗
鳥取県規則第二十三号
調理師法施行細則

（目的）

第一条 この細則は、調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号。以下「法」という。）、調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号。以下「令」という。）及び調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第百四十六号。以下「規則」という。）を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

（受講手続）

第二条 法第三条第一項第二号に規定する講習を受けようとする者は、様式第一号による受講願書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 記履歴書

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する資格を有することを証する書類

三 規則第四条に規定する施設又は営業で二年以上調

調理師法施行細則をここに公布する。

昭和三十四年六月二十六日

書類の経由
第十条 法、令
る書類は、住
ばならない。
ただし、住所
この規則は、
附

附 則

第十一条 法令規則又はこの細則により知事に提出する書類は、住所地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

第九条 令第六条に規定する免許証再交付の申請は、様式第十一号によるものとする。

十号によるものとする。

免許証書換の申請は、様式第九号によるものとする。

卷之三

訓理部譜習受譜願書

理の業務に従事したこととを証する書類
四 写真（名刺型で正面、脱帽、上半身、最近六月以内に撮影したもの）
法附則第二項に該当する者が法附則第三項の規定による講習を受けようとするときは、様式第二号による受講願書に前項第一号及び第四号に掲げる書類並びに調理師の免許証の写を添えて知事に提出しなければならない。

法附則第二項に該当する者が法附則第三項の規定に

内に撮影したもの)

第三条 知事は、前条に規定する講習を修了した者に対し、様式第五号による修了証書を交付するものとする。

(受驗手續)

3 法施行前に規則附則第二項に規定する施設又は営業で五年以上調理の業務に従事した者が、法附則第三項

の規定による講習を受けようとするときは、様式第三号による受講願書に第一項第一号及び第四号に掲げる書類並びに規則附則第二項に規定する施設又は営業で五年以上調理の業務に従事したことの証する書類を添

4 知事は、前三項に規定する受講願書を受理したときは、様式第四号による受講票を交付するものとする。

第五条 知事は、前条に規定する試験に合格した者は文書し、様式第八号による合格証書を交付するものとする。

第六条 知事は、講習及び試験の期日、場所その他必要な事項をそのつどあらかじめ公告するものとする。
(名簿の訂正及び免許証書換)

00816

昭和34年6月26日 金曜日 鳥取県公報 第3033号

00815

昭和34年6月26日 金曜日 鳥取県公報 第3033号 4

様式第二号

調理師講習受講願書

紙貼付 収入証		本籍	性別
都道府県名 条例によ る免許番 号	登録 年月日	氏名	住所
都道府県名 第	年月日	生年月日	年月日生
		年月日	年月日

調理師法附則第三項（調理師法附則第二項該当者）の規定による調理師講習を受けたいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名 ^印

鳥取県知事 殿

様式第三号

調理師講習受講願書

紙貼付 収入証		本籍	性別
現在の 就業先	調理経歴 年月から まで	氏名	住所
就業先	年月日	生年月日	年月日生
		年月日	年月日

調理師法附則第三項（五年以上調理経験者）の規定による調理師講習を受けたいので、関係書類を添えてお願いします。

昭和 年 月 日

氏 名 ^印

鳥取県知事 殿

様式第四号

講習会場
年 月 日 施行受講票
住所 氏名 烏 取 県

様式第五号

修了証書
本籍 氏名

昭和 年 月 日 施行の調理師法

の規定による調理師講習の課程を修了したことを証する

鳥取県知事

印

様式第六号

調理師試験受験願

紙貼付 収入証		本籍	性別
現在の 就業先	学校名 最終	住 所	氏名
			年 月 日 生
	卒業年月日	年 月 日 生	
	年 月 から まで	年 月 日	
	調理経歴		

調理師法第三条第一項第三号に規定する調理師試験を受けたいので、関係書類を添えてお願いします。

鳥取県知事 殿
名 ^印

様式第七号

第 号 年 月 日 施行
試験場 驗 票
受

氏名 住所

票

様式第八号

合 格 証 書
本籍

氏名

昭和 年 月 日 施行した調理師法第三条第一項第
三号の規定による調理師試験に合格したことを証する。

昭和 年 月 日

鳥取県知事

印

様式第九号

收入証 住 所
紙貼付 氏名 年 月 日

本籍 住 所

次のとおり本籍(氏名)を変更したので、調理師法施行令
第三条および第五条の規定により、調理師名簿訂正の上書
換交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

変更事項 本籍(氏名)

昭和 年 月 日
新 旧 氏名

鳥取県知事 殿

氏名

添付書類
一 戸籍謄本又は抄本

様式第十号

調理師名簿登録消除申請書

本籍

住 所

氏 名

年 月 日 生

免許番号及び登録年月日

次の理由により調理師名簿を消除願いたく調理師法施行令
第四条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

消除の理由

昭和 年 月 日

届出人

住 所

氏 名

鳥取県知事 殿
添付書類

一 死亡又は失ふの場合には戸籍抄本

様式第十一号

調理師免許証再交付申請書

本籍

住 所

氏 名

年 月 日 生

免許番号及び登録年月日

次のとおり調理師免許証をき損(亡失)したので、調理師
法施行令第六条の規定により免許証の再交付を願いたく、
関係書類を添えて申請します。

記

再交付の理由

昭和 年 月 日

氏 名

鳥取県知事 殿
添付書類

一 免許証(き損の場合)

9 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、昭和三十三年八月鳥取県告示第三百九十五号（医療機関の指定）をもつて指定した医療機関は次のとおり昭和三十四年四月一日変更した。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変 更 前 变 更 後

名 称 緑町診療所

所在地 番地 鳥取市卯垣一五四

開設者 鳥取勤労者医療生 活協同組合

組合長 山崎季治

鳥取市卯垣一五四番地

鳥取勤労者医療生活協同組合

組合長 山崎季治

鳥取生協病院附属緑町診療所

鳥取県告示第三百六十五号

次のように牛の肝てつ検査及び駆除を実施するから、

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、牛の所有者に對して検査及び駆除を

うけることを命ずる。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肝てつ駆除…ヘキサクロロエタン製剤投与
別表

実施期日	実施区域	実施場所
六月二十三日	八頭郡佐治村	余戸、加茂各家 畜検診所
二十四日	若桜町若桜地区	若桜家畜検診所
二十五日	"	"
二十六日	池田地区	中原"
二十九日	"	"
七月七日	郡家町上私都地区	麻生"

一 実施の目的 肝てつ、予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛。ただし、生後三月以内分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法 肝てつ、検査…皮内注射反応法、虫卵検査法

鳥取県告示第三百六十六号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に對して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県告示第三百六十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、昭和三十三年八月鳥取県告示第三百九十五号（医療機関の指定）をもつて指定した医療機関は次のとおり昭和三十四年四月一日変更した。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変 更 前 变 更 後

名 称 緑町診療所

所在地 番地 鳥取市卯垣一五四

開設者 鳥取勤労者医療生 活協同組合

組合長 山崎季治

鳥取市卯垣一五四番地

鳥取勤労者医療生活協同組合

組合長 山崎季治

鳥取生協病院附属緑町診療所

組合長 山崎季治

鳥取市卯垣一五四番地

鳥取勤労者医療生活協同組合

組合長 山崎季治

鳥取県告示第三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第九十

鳥取県告示第三百六十四号

みつばちについての窓そ病予防に關する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第三条の規定による移入を禁止する区域として広島県を指定する。

三 縦覧に供する場所

日野郡 日野町役場

二 縦覧の期日

昭和三十四年六月二十六日から七月十五日までの二十日とする。

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写

六条の二第一項の規定により、日野郡日野町から申請にかかる土地改良事業（かんがい排水）は適當と認めたので、同法同条第三項において準用する同法第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

鳥取県告示第三百六十七号	
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八 条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員 が退任及び就任した旨届出があつた。	
昭和三十四年六月二十六日	
倉吉市上北条地区	
東伯郡大栄町由良地区	
由良地区	
東伯町八橋地区	
西伯郡中山町上中山地区	
東伯郡赤崎町 成美 安田地区	
赤崎地区	
西伯郡中山町下中山地区	
十七日 東伯郡赤崎町赤崎地区	

鳥取県知事 石 破 二 朗
一 佐野川土地改良区
退任した役員の氏名及び住所

理 事 船橋 雄治	西伯郡岸本町大字坂長
山 中 栄知	日野郡溝口町大字宇代
石 黒 善治	西伯郡岸木町大字大殿
長 尾 幸一	
小 村 静晴	
西 村 英寿	
堀 尾 武治	
神 原 伸乱	
室 野 光輝	
岩 田 知重	
岩 田 幸	会見町大字諸木
小 林 清一	
杉 村 範二	米子市別所
生 田 弥範	
富 士 川 勇	諫訪

鳥取県知事 石 破 二 朗	三 十 日	倉吉市	浅津地区
一 実施の目的 豚コレラ予防のため	二 実施の区域 別表のとおり	三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のも のを除く。	四 実施の期日 別表のとおり
五 検査及び注射駆除の方法 豚コレラ予防液皮下注射	別 表	六月二十七日 東伯郡三朝町 小鹿、三朝、旭地区	実施期日 実施区域 実施場所
		二十九日 南谷、関金町 東郷町花見地区	各豚舍巡回注
		" 泊村" 松崎地区	
		" 羽合町宇野地区	
		七月 一日 東伯郡羽合町長瀬地区	
		二日 倉吉市北谷、倉吉地区	
		三日 倉吉市倉吉、灘手地区	
		四日 倉吉地区	
		六日 東伯郡東伯町浦安、下郷地区	
		七日 大栄町大誠地区	
		八日 東伯郡東伯町浦安地区	
		九日 北条町下北条地区	
		十日 中北条地区	

鳥取県告示第三百六十八号		次の種畜について、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項の規定により、種畜証明書が交付された。			
		昭和三十四年六月二十六日			
		鳥取県知事 石破二朗	成績検査	飼養者の住所氏名	
番号	名前	生年月日	产地	父	母
鳥取和三四 第一号	新 横	黒氣和種 三〇、二八	八頭郡上私都村 第三旭様	おやす 二級 岩美郡府町 井上栄	
第二号 鶴 竹	ク	三一、二三、八	河原町 沢 鶴	ほそや 二級 岩美郡府町 大畑太郎	
第三号 好 倉	ク	三三、八、一七	岩美郡岩美町 第一吉倉	いわみこだに 二級 岩美郡府町 永井国安	
第四号 第一吉倉	ク	二七、一〇	八頭郡用瀬町 夏 源	よしくら 二級 岩美郡府町 上村光治	
第五号 第一六榮竜	ク	一一、二〇	八頭村 日 翠	第七くさかべづ 二級 岩美郡府町 福部邦治	
第六号 竹 内	ク	三一、一〇	鳥取市河内 豊 三	第三かけひ 二級 岩美郡府町 山根邦治	
第七号 栄 高	ク	三一、五	鳥取市河内 ほまれ	氣高郡氣高町 森本平造	
第八号 荘 本	ク	三一、三	西伯郡岸本町 第五榮光	芳田繁松	

監事	実松政寿	西伯郡岸本町大字坂長
杉村	勇	米子市別所
湯原	孝夫	"
諏訪		
就任した役員の氏名及び住所		

富士川 堯
監事 長尾 幸一 西伯郡岸本町大字大殿
杉村 勇 米子市別所

昭和三十四年三月二十九日通常総代会において総選挙の結果当選し、五月二十九日就任、任期二年。

岡山改進土壌

監事 谷口 隆造 鳥取市松原

監事 青木文藏 鳥取市松原

一日就任。

ク	第二二号	第三旭桜	二八、二、五	ク	用瀬町	ラ	第三あさひざく	ク	藤田 郡家秀雄
ク	第二三号	桃花	三〇、三、二九	ク	河原町	西	秀	ももはな	ク
ク	第二四号	橋本	三一、三、一〇	ク	船岡町	日下部寿竜	ひでよ	ク	井上 船岡町英雄
ク	第二五号	農栄	三一、四、一〇	ク	郡家町	西	秀	ゆうひ	ク
ク	第二六号	亀梅	三一、四、一〇	ク	八頭村	秀	村	河原町	中本 金松
ク	第二七号	佐伯秀香	三一、四、一〇、八	ク	中國農業試驗場	亀花	二	第一五きくえい	ク
ク	第二八号	沢鶴	三一、四、七	ク	広島県佐伯郡	桃山四四みさ	わかばかをり	ク	西田 河原町保
ク	第二九号	勝丸	二七、五、五	ク	八頭郡八頭村	藤常	あづまづる	ク	西村 八頭村忠生
ク	第三〇号	昭進	二八、四、一〇	ク	中私都村	昭益	ひらさき	ク	佐治村 中島 嘉吉
ク	第三一号	徳	二九、八、九	ク	国英村	西秀	第三さくら	ク	船岡町 中原喜美男
ク	第三二号	花麗	三〇、五、二九	ク	丹比村	日下部寿竜	みやじま	ク	智頭町 沖田 吉美
ク	第三三号	花信	三一、五、二八	ク	倉吉市尾原	花秀	きよかわ	ク	土師農業協同組合 東伯郡三朝町 国岡 辰雄
ク			三、二七	ク	国府		あき	ク	西谷市古川沢長江公夫

八号	ヒロ	三二一九四三	日本コリ	三二、三、一二	広島県加茂町	本一七八一五四	六四四一五二	B P
第九号	佐伯秀峰	アケボノサカ エナカシマ三 ネン種	デール種	日本ザ一	四、一五	広島県	S 一三五	らむせつこ
第一〇号	谷 茂	黒毛和種	中ヨーク シヤ種	三三、三、一	米子市富益	アケボノサカ ヒストン三牧	アケボノサカエ サカモト二用	青谷町
第一一号	谷 茂	八頭郡河原町	八頭郡河原町	三三、二	八頭郡河原町	第二貞光	八頭郡用瀬町 加賀田光雄	亀市
第一二号	村 上	船岡町	第三旭桜	二、二五	船岡町	ひばり	川元健太郎	氣高町
第一三号	雲 雀	郡家町	ひばり	二、九	郡家町	日 翠	河原町 小松善一	橋本
第一五号	中 山	河原町	第三旭桜	一、一	河原町	まるまさ	金谷勇治	亀市
第一四号	福 神	西 秀	ひばり	一、一	河原町	第二八こうばい	上田長蔵	河原町
第一六号	寿	秀 村	日 翠	一	八頭村	やなぎ二	用瀬町 若狭町	津村繁治
第一七号	第三春美	西 秀	まるまさ	一	八頭村	まさみや	小松善一	丹比村
第一八号	秀 村	河原町	ひばり	一〇	船岡町	さだみつ	若狭町	竹内豊次郎
第一九号	正 宮	河原町	日 下部寿光	二九、二、一〇	河原町	さだみつ	山根 久雄	河原町
第二〇号	佐治村	夏 源		三一、三、三				壹岐良一

〃第六〇号	花 勝	ク	三〇、八、二六	〃	赤崎町	花 荣	やすみや	〃
〃第六一號	スコーキーゴ ールデインリ アリゼーション	ホルスター	二八、一〇、三一	米 国	デインブリンクール	スコーキーゴ ールデインリ	スコーキーゴ ールデインリ	田川 太藏
〃第六二號	カーネーション ンブレジテツ トラツシヨン	〃	二九、一二、一五	東伯郡赤崎町	カーネーション	ンセスエルネル	ンセスエルネル	東伯郡赤崎町
〃第六三號	第一〇サウオ ー・カーロメオ アロスマベクト ライトプログラム レツサ	〃	三一、一、二七	〃	サウオーカーロメ アロスマベクト	カーネーション	カーネーション	鳥取種畜牧場
〃第六四號	キングライム ラインツブリ ングボツシユ フオーブス	〃	三三、二、八	〃	レジメント	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六五號	第一三スプリ ングジエマイ エーン	ク	三三、一〇、三三	岩手県岩手郡	スプリング	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六六號	第三七スプリ ングホーブフル ジエマイマ	ク	三〇、一二、二九	〃	エスペクタ	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六七號	第五スプリ ングボーフル ジエマイマ	ク	三一、四、九	〃	クテ	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六八號	第六スプリ ングボーフル ジエマイマ	ク	三一、九、二九	〃	バシヨン	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六九號	小倉吉	ク	三〇、二九、七、五	西伯郡岸本町	エスパクリング	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第七〇號	光 竜	ク	三〇、二九、二〇	氣高郡氣高町	エスパクリング	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第七一號	光 行	ク	三〇、二九、二〇	西伯郡縣村	エスパクリング	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第七二號	第十五榮光	ク	三一、一二、二一	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第七三號	明 美	ク	三二、一、二八、三〇	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第七四號	ヒストンウ ントリ	ク	三二、一、二八、三〇	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第七五號	ドランズベイ ツ	ク	三二、一、二八、三〇	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第七六號	中牧 五四一五	ク	三二、一、二九、五、一六	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第七七號	船 山	日本ザ ネン種	三〇、二、二八	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第七八號	七NS五參武	ク	三二、二、二八	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第七九號	五七一四	日本コリ デル種	三二、二、一〇	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第八〇號	寿 秀	黒毛和種	三二、一〇、二一	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第二二號	榮 東	〃	三一、一、一四	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
取昭和三 第一二號	榮 広	西伯郡名和町	岩手県盛岡市	第五榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第二二號	三七、一〇、一〇	日吉津村	東伯郡東伯町	第一二榮光	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃	みつぐ	いちみや	ことぶき	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃	高見 豊藏	西伯郡名和町 角田義次	西伯郡名和町 角田義次	予イテ一〇八八	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃	中山	西伯郡名和町 角田義次	西伯郡名和町 角田義次	中牧五四一七	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃	豊藏	西伯郡名和町 角田義次	西伯郡名和町 角田義次	七〇一五一	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃	義次	西伯郡名和町 角田義次	西伯郡名和町 角田義次	N S 二一五	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション

〃第六〇号	花 勝	ク	三〇、八、二六	〃	赤崎町	花 荣	やすみや	〃
〃第六一號	スコーキーゴ ールデインリ アリゼーション	ホルスター	二八、一〇、三一	米 国	デインブリンクール	スコーキーゴ ールデインリ	スコーキーゴ ールデインリ	田川 太藏
〃第六二號	カーネーション ンブレジテツ トラツシヨン	〃	二九、一二、一五	東伯郡赤崎町	カーネーション	ンセスエルネル	ンセスエルネル	東伯郡赤崎町
〃第六三號	第一〇サウオ ー・カーロメオ アロスマベクト ライトプログラム レツサ	〃	三一、一、二七	〃	レジメント	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六四號	キングライム ラインツブリ ングボツシユ フオーブス	〃	三三、二、八	〃	カーネーション	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六五號	第一三スプリ ングジエマイ エーン	ク	三三、一〇、三三	岩手県岩手郡	スプリング	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六六號	第三七スプリ ングホーブフル ジエマイマ	ク	三〇、一二、二九	〃	エスペクタ	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六七號	第五スプリ ングボーフル ジエマイマ	ク	三一、四、九	〃	バシヨン	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六八號	第六スプリ ングボーフル ジエマイマ	ク	三一、九、二九	〃	エスパクリング	カーネーション	カーネーション	カーネーション
〃第六九號	小倉吉	ク	三〇、二、一七	氣高郡氣高町	エスパクリング	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第七〇號	光 竜	ク	三〇、二九、二〇	西伯郡縣村	エスパクリング	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第七一號	光 行	ク	三〇、二九、二〇	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第七二號	第十五榮光	ク	三一、一二、二一	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第七三號	明 美	ク	三二、一、二八、三〇	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第七四號	ヒストンウ ントリ	ク	三二、一、二八、三〇	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第七五號	ドランズベイ ツ	ク	三二、一、二八、三〇	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第七六號	中牧 五四一五	ク	三二、一、二九、五、一六	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第七七號	船 山	日本ザ ネン種	三〇、二、二八	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第七八號	七NS五參武	ク	三二、二、二八	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第七九號	五七一四	日本コリ デル種	三二、二、一〇	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第八〇號	寿 秀	黒毛和種	三二、一〇、二一	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第二二號	榮 東	〃	三一、一、一四	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
取昭和三 第一二號	榮 広	西伯郡名和町	岩手県盛岡市	第五榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃第二二號	三七、一〇、一〇	日吉津村	東伯郡東伯町	第一二榮光	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃	みつぐ	いちみや	ことぶき	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃	高見 豊藏	西伯郡名和町 角田義次	西伯郡名和町 角田義次	予イテ一〇八八	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃	中山	西伯郡名和町 角田義次	西伯郡名和町 角田義次	中牧五四一七	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃	豊藏	西伯郡名和町 角田義次	西伯郡名和町 角田義次	七〇一五一	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation
〃	義次	西伯郡名和町 角田義次	西伯郡名和町 角田義次	N S 二一五	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation	カーネarnation

第一六号	清光	二八、一、二〇	せいとう
第一七号	勝利	三〇、六、三	たなか
第一八号	綱原	三、二八	岸本町
第一九号	第二榮光	二九、六、三	野口利市
第二〇号	第六榮光	二八、四、二三	山西清藏
第二一號	山栄	日野郡江府町	加川潔
第二二號	白栄	光竜	梅原会見町
第二三號	伊藤	第二榮光	岸本町
第二三号	伊藤	三一、一〇、二	三浦宗像町
第二四号	武保	米子市赤井手町	三浦時義
第二五号	第七保命	三一、七、三	黒多英知町
第二六号	春風	観音町	今在家町
第二七号	第二寿広	第六榮光	忠夫巖
第二八号	第五栄光	西伯郡岸本町	前田謙訪町
		第五榮光	米子市上福原町
		第五榮光	鈴倉修
		第五榮光	かじき
		第五榮光	みつやま
		第五榮光	かじき
		第五榮光	くめじ

第三号 天 竜	三一、六	伯仙町	第二榮光	たかし
第四号 第一四榮光	三一、四、二五	名和町	第六榮光	しげひこ
第五号 大 荣	三〇、一、二	日 鹿		第二をほしま
第六号 荣 一	三一、四、三〇	第五榮光	うづき五	たけみつ
第七号 博 美	三一、五、六	西伯郡岸本町	第五米光	林原
第八号 第二三榮光	三〇、二、五	大山町	益 広	橋本誠之助
第九号 秀 泰	三一、八	大高町	肇 優	大山町 石橋一之助
第一〇号 秀 峯	三二、五	岸本町	益 栄	淀江町 橋本誠之助
第一一号 優 隆	三一、五	第五榮光	かめよし	第三巴
第一二号 プリンス	二四、二〇	大幡村	初 隆	大下 茂
第一三号 豊 光	三一、一〇	第五榮光	きよたか	岸本町
第一四号 憲 山	二六、二〇	日吉津村	第二はやし	山田 伯仙町
第一五号 益 荣	二九、一〇		がへい	山口 伯仙町
岸本町	二五			林原 豊
第三号 第二榮光	ク			野口宗一郎
泰野 政治	ク			船原 大山町 典

教育委員会告示

正

誤

鳥取県教育委員会告示第二十一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十四年六月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一日 時 昭和三十四年七月一日 午後三時

二場所 倉吉市余戸谷町三、〇五九

三議題 1 市町村教育委員会教育長の承認について

鳥取県立倉吉西高等学校

ク第四二号	善 賢	ク	二八、五、一〇	米子市葭津	益 広	たかみ	ク	湯上	黒坂町
ク第四三号	第五米富	ク	三二、一〇、二〇	日野郡溝口町	司栄光	第六よねとみ	ク	大下	勲雄
ク第四四号	悠 栄	ク	三一、四、二八	米子市上安曇	第五栄光	まさぞう	ク	ク	ク
ク四五号	浩	ク	三〇、一、三	石井 紗吉	みのる	ことぶき五	ク	松本	純孝
ク第四六号	哲 山	ク	二八、一〇、二	西伯郡淀江町	益 広	ことぶき五	ク	松本	般夫

ク第二九号	長 香	ク	二七、三、一八	青森県上北郡	アノルマン	アングロ	二七、三、一八	青森県上北郡	アノ 永 善
ク第三〇号	セラルトロビ	ク	中ヨーク	三三、四、一三	神奈川県高座郡	オタニ五	ロビンバンゼンオ	ケ四九ヘラルド	鳥取県立山陰酪農講習所
ク第三一号	司 栄光	ク	黒毛和種	三〇、四、一五	米子市二本木町	第五栄光	タニシ	ヤミソソク	日野郡溝口町
ク第三二号	晃 旭	ク	三、一八	西伯郡原村	第五栄光	たけみや	ク	ク	西村 幸治
ク第三三号	福 幸	ク	二七、一、三	ク 大山町	益 広	かみまへ	ク	ク	益田 義晃
ク第三四号	米 富二	ク	二六、二、三〇	日野郡日光村	光	よねとみ二	ク	ク	白根 廉治
ク第三五号	泉 亮	ク	三二、四、二六	西伯郡岸本町	第一二栄光	ひろはら	二	ク	清水保五郎
ク第三六号	登	ク	三一、三、二六	ク 金見町	第五栄光	ただとし	ク	ク	長尾保一
ク第三七号	伊 山	ク	二九、七、一	ク 県村	ク	よしひこ	ク	ク	相見秋常
ク第三八号	富 昭	ク	重半血種	三三、四、三〇	北海道河東郡	昭 典	第五ダエ富士	ク	川上清
ク第三九号	第三米富	ク	黒毛和種	三三、六、五	日野郡根雨町	米 富二	いわひめ	ク	江府町清
ク第四〇号	岩姫二	ク	三一、五、一六	ク 哲 山	ク	ク	ク	ク	森田 益治
ク第四一号	寿 二	ク	ク一、三	ク 多里村	風 見	ことぶき	ク	ク	山崎南徳義
ク第四二号	哲 山	ク	二八、一〇、二	西伯郡淀江町	益 広	ことぶき	ク	ク	出垣純三

昭和三十四年四月二十四日付鳥取県告示第二百十九号
中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。